

県立高等学校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応
に関するQ & A (4月8日時点)

Q 1 発熱などの症状がある生徒が出た場合、保護者に引き渡してよいか。

- 寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応では、早めの対応が重要です。発熱、風邪症状や倦怠感等、体調がすぐれない状況が確認された段階で、速やかに保護者に連絡し、できるだけ早く保護者に引き渡すことについて相談してください。
- 家庭の状況などに配慮することが必要ですが、症状が重くなってからでは帰省ができなくなる可能性が高くなります。帰省について保護者と早めに相談することを検討してください。
- 保護者への引き渡し完了するまでは、できるだけ他の生徒や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応をしてください。

Q 2 発熱などの症状がある生徒を寄宿舎内で静養させてもよいのか。

- 軽い風邪症状などが出た段階から、保護者との相談により帰省を検討することが望ましいですが、家庭の事情などにより帰省できない場合は、寄宿舎の静養室などで、他の生徒との接触を避ける形で静養させる必要があります。
- マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、生徒が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行ってください。また、休養中はもとより、食事は他の生徒とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の生徒と接触の機会をなくし、感染の可能性をできる限り低くする配慮をしてください。

Q3 PCR検査の結果、在寮中の生徒の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

- 感染が判明した場合、該当生徒のそれまでの行動や他の生徒との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることになります。
- 寄宿舍内での生活は、いわゆる3密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、生徒・教職員を含めて人数が多くなることが考えられます。

Q4 濃厚接触者に特定された生徒は、14日間必ず寄宿舍内で待機しなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査を受け、感染の状況を確認します。検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院となります。陰性の判定が出た場合は、基本的に14日間寄宿舍内での待機となります。
- ただし、保護者の自家用車などにより、当該生徒が保護者以外の人と接触することなく帰省することが可能な場合は、自宅で待機することができます。しかし、電車やバス、タクシーなどの公共交通機関を利用して帰省することはできません。

※PCR検査の結果陰性であった生徒で、自宅での待機ができない者については、県教育委員会が用意する施設に移動して待機させることを検討中です。

Q 5 寄宿舎の生徒が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

- PCR検査の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要があります。
- 大がかりな消毒は不要ですが、換気をしながら、ドアノブや手すり、スイッチなどよく触る場所などをアルコールあるいは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを浸したクロスで拭き取ってください。
- 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施してください。
- 消毒の際には、マスク、手袋、前掛け、ゴーグル、靴カバー等の着用が望ましく、原則使い捨てを利用してください。使い捨て使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄してください。

※消毒に必要な消耗品などは、県教育委員会が用意し、必要となる学校に配布する方向で調整しています。

Q 6 濃厚接触者に特定された生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの生徒の監督をしなければならないのか。

- 濃厚接触者に特定された生徒は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うこととなりますので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導されます。
- 生徒が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うこととなりますが、体調に大きな変化がなく、生徒自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものと考えます。
- なお、炊事員や舎監の勤務が必要となりますが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応してください。

Q7 学校が臨時休業になった場合、寄宿舍は閉じることになるのか。

- 学校が臨時休業になった場合は、基本的には寄宿舍を閉じ、生徒は帰省することになります。
- しかし、寄宿舍生の中に濃厚接触者が確認され待機が必要となる場合や、生徒によって帰省先の感染拡大状況により帰省を控える必要があるなどの理由で、引き続き寄宿舍に留まる生徒が出る可能性があります。
必要に応じて、臨時休業中も寄宿舍の機能を維持できるように対応してください。